

# 平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく 対応状況等に関する調査結果

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

これにより主体となる各市町村では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築や通報・相談への対応を行っており、県としても、市町村間の連絡調整、情報提供や必要な助言など、市町村が高齢者虐待に適切に対応できるように支援してまいりました。

このたび、厚生労働省が高齢者虐待防止法第25条に基づく、平成24年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

## 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

県内30市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は9件であった。

そのうち事実確認調査の結果、虐待の事実が認められた事例は2件であった。

相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談・通報件数	0	4	8	4	6	9	9
うち虐待を受けたと判断された件数	0	1	1	1	0	2	2
被虐待者数	0	6	3	1	0	15	9

#### 【全国の状況】

相談・通報受理件数 736件  
 うち事実が認められた件数 155件  
 相談・通報受理件数のうち虐待の事実が認められた件数の割合 21.1%（県：22.2%）

### (2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」が36.4%と最も多く、次いで「都道府県からの連絡」が27.3%、「当該施設職員」「当該施設元職員」がいずれも18.2%であった。

相談・通報者(複数回答)

区分	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師(含む)	医療従事者	医療機関	介護専門員	介護支援連合会	国民健康保険団体連合会	都道府県からの連絡	警察	その他	(匿名含む)不明	計
人数	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	11
割合(%)	0.0	36.4	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数9件と一致しない。

(注) 割合は、相談・通報者の合計11人に対するもの。

#### 【全国の状況】

「当該施設職員」が29.9%と最も多く、次いで「家族・親族」が20.5%で、「当該施設元職員」が11.9%であった。

### (3) 事実確認の状況

平成24年度において、市町村が「事実確認調査を行った事例」は9件、「事実確認を行わなかった事例」は1件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が2件、虐待の「事実が認められなかった事例」が5件、虐待の「判断に至らなかった事例」は2件であった。

「事実確認を行わなかった事例」1件は、「都道府県に調査を依頼」した事例であり、県と市町村で検討のうえ、事実確認を行った。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	9	90.0
事実が認められた	2	20.0
事実が認められなかった	5	50.0
判断に至らなかった	2	20.0
事実確認調査を行わなかった事例	1	10.0
虐待ではなく調査不要と判断した	0	0.0
調査を予定している又は検討中	0	0.0
都道府県へ調査を依頼	1	10.0
合 計	10	100.0

※ 平成24年3月31日以前に相談・通報を受理した事例のうち、事実確認調査が平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間に行われた事例がある場合には計上されるため、合計は相談・通報件数の9件と一致しない。

### (4) 事実確認調査により虐待の事実が認められた事例に係る被虐待者及び虐待の状況

性 別	女性	男性	不明	計
	5	3	1	9

年 齢	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	その他・ 不明
	0	0	1	2	2	3	1

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
	0	0	0	0	4	2	2	1

虐待の種別・類型 (複数回答)	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	3	0	7	0	0

虐待の深刻度 (5段階)	生命・身体・生活に関する重大な危険		生命・身体・生活に著しい影響		生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等
	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
人 数	0	0	0	0	9

#### 【全国の状況】

「女性」が71.1%と、全体の7割強が「女性」であった。  
「85～89歳」が25.9%と最も多く、次いで「80～84歳」が23.6%であった。  
「要介護4」が32.7%と最も多く、次いで「要介護3」が24.0%であった。  
「身体的虐待」が56.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43.7%であった。  
5段階評価で最も軽い「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が63.5%である一方、最も重い「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」は5.3%であった。

虐待があった養介護施設等の種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
	1	1

虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職員
	7

【全国の状況】  
「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 29.7%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が26.5%であった。  
「介護職員」が 79.6%、「看護職」が 7.2%であった。

(5) 市町村が行った対応（重複あり）

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
1	1	1

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

平成24年度、県内30市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報等件数は、141件であった。

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の件数は、81件であった。

相談・通報件数及び虐待を受けたと判断された件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談・通報件数	98	131	113	105	170	141	141
うち虐待を受けたと判断された件数	68	82	57	64	101	98	81
被虐待者数	71	83	59	64	101	98	83

#### 【全国の状況】

相談・通報受理件数 23,843件  
うち虐待認定件数 15,202件

### (2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が41.3%と最も多く、次いで「家族・親族」が15.0%、「警察」が9.0%であった。

相談・通報者(複数回答)

区分	介護支援専門員	事業所職員	介護保険従事者	医療機関	近隣住民	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	行政職員	当該市町村	警察	その他	(匿名含む)	計
人数	69	7	10	7	8	7	25	3	6	15	10	0	167		
割合(%)	41.3	4.2	6.0	4.2	4.8	4.2	15.0	1.8	3.6	9.0	6.0	0.0	100		

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数141件と一致しない。

(注) 割合は、相談・通報者の合計167人に対するもの。

#### 【全国の状況】

「介護支援専門員」が32.0%と最も多く、次いで「家族・親族」が11.9%、「警察」が10.6%であった。

### (3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が100%であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、「訪問調査を行った事例」が56.9%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が41.7%であった。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	144	100.0
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	142	98.6
訪問調査を行った事例	82	56.9
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	60	41.7
立入調査により事実確認調査を行った事例	2	1.4
警察が同行した事例	0	0
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0
市町村が単独で実施した事例	2	1.4
事実確認調査を行っていない事例	0	0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	0
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	0	0
	144	100.0

#### 【全国の状況】

「事実確認調査を行った事例」が97.3%、「事実確認調査を行っていない事例」が2.7%であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0.8%であり、「訪問調査を行った事例」が65.4%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が31.1%であった。「事実確認調査を行っていない事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例」が1.6%、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が1.1%であった。

### (4) 虐待の種別・類型と深刻度

「身体的虐待」が65.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が55.4%、「介護等放棄」が31.3%、「経済的虐待」が19.3%であった。

5段階評価での深刻度は、「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が39.8%と最も多かった。

虐待の種別・類型(複数回答)

区 分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	計
人 数	54	26	46	0	16	142
割合 (%)	65.1	31.3	55.4	0.0	19.3	—

(注) 割合は、被虐待高齢者83人に対するもの。

虐待の深刻度

区 分 (5段階)	生命・身体・生活に関する重大な危険	←→	生命・身体・生活に著しい影響	←→	生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	計
	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
人 数	7	5	24	14	33	83
割合 (%)	8.4	6.0	28.9	16.9	39.8	100.0

#### 【全国の状況】

「身体的虐待」が65.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が40.4%、「経済的虐待」が23.5%、「介護・世話の放棄・放任」が23.4%、「性的虐待」が0.5%であった。

5段階評価で「3－生命・身体・生活に著しい影響」が35.3%と最も多く、次いで「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が30.9%であった。一方、最も重い「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」は9.9%を占めた。

**(5) 被虐待高齢者の性別・年齢について**

性別では、「女性」が 85.5%、「男性」が 14.5%であり、年齢別では、「75歳～79歳」が 27.7%が多かった。

被虐待高齢者の性別

区 分	女性	男性	計
人 数	71	12	83
割合 (%)	85.5	14.5	100.0

被虐待高齢者の年齢別

区 分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	計
人 数	10	10	23	22	11	7	0	83
割合 (%)	12.0	12.0	27.7	26.5	13.3	8.4	0.0	100.0

**【全国の状況】**

性別では、「女性」が 77.6%、「男性」が 22.4%と「女性」が全体の 8 割弱を占めていた。  
年齢別では、「80～84歳」が 24.6%と最も多かった。

**(6) 要介護認定者数及び要介護状態区分**

被虐待高齢者 83人のうち、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」である要介護認定者は 66.3% (55人) であった。

要介護認定者 55人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 21.8%と最も多く、次いで、「要介護 3」が 16.4%であった。

要介護認定者の要介護状態区分

区 分	人 数	割合 (%)
未申請	28	33.7
申請中	0	0.0
認定済み	55	66.3
認定非該当 (自立)	0	0.0
不 明	0	0.0
合 計	83	100.0

→

区 分	人 数	割合 (%)
要支援 1	6	10.9
要支援 2	6	10.9
要介護 1	12	21.8
要介護 2	8	14.5
要介護 3	9	16.4
要介護 4	8	14.5
要介護 5	6	10.9
不 明	0	0.0
合 計	55	100.0

**【全国の状況】**

介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.0%と、7割弱が要介護認定者であった。

要介護状態の区分は、「要介護 2」が 21.5%と最も多く、次いで「要介護 1」が 21.2%、「要介護 3」が 18.9%の順であった。

**(7) 要介護認定者数の認知症日常生活自立度**

要介護認定者 55人における認知症日常生活自立度「Ⅱ」以上の者は 67.3%であり、被虐待高齢者全体の 44.6%であった。

要介護認定者の認知症日常生活自立度

区分	人数	割合 (%)
自立又は認知症なし	6	10.9
自立度Ⅰ	12	21.8
自立度Ⅱ	22	40.0
自立度Ⅲ	10	18.2
自立度Ⅳ	4	7.3
自立度Ⅴ	1	1.8
認知症あるが、自立度不明	0	0.0
自立度Ⅱ以上 再掲	37	67.3
認知症の有無が不明	0	0.0
計	55	100.0

**【用語解説】**

- ・「認知症日常生活自立度」とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度をみるもので、介護保険制度の認定調査等に用いられる。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの5段階でⅠが軽度、Ⅴ（メディカル）が最も重度となっている。

**【全国の状況】**

要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」の者は 69.6%であり、被虐待高齢者全体の 47.3%を占めた。

**(8) 虐待者との同居・別居の状況**

「虐待者とのみ同居」が74.7%、「虐待者及び他家族と同居」が15.7%と、90.4%が虐待者と同居であった。

被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	計
件数	62	13	7	1	0	83
割合 (%)	74.7	15.7	8.4	1.2	0.0	100.0

**【全国の状況】**

「虐待者とのみ同居」が 49.6%、「虐待者及び他家族と同居」が 36.9%と 86.5%が虐待者と同居であった。

**(9) 世帯構成**

「夫婦のみ世帯」が 33.7%と最も多く、次いで「未婚の子と同居」が27.7%、「配偶者と離別・死別した子と同居」が 13.3%であった。

世帯構成

区分	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	計
人数	6	28	23	11	5	10	0	83
割合 (%)	7.2	33.7	27.7	13.3	6.0	12.0	0.0	100.0

**【全国の状況】**

「未婚の子と同居」が 31.3%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」 19.3%、「子夫婦と同居」18.0%の順であった。

**(10) 虐待者との関係(重複有り)**

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 41.2%と最も多く、次いで「夫」が 31.8%、「娘」が 12.9%の順であった。

虐待者の被虐待高齢者との続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	計
人数	27	2	35	11	2	1	2	1	4	0	85
割合(%)	31.8	2.4	41.2	12.9	2.4	1.2	2.4	1.2	4.7	0.0	100.0

**【全国の状況】**  
被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が 41.6%と最も多く、次いで「夫」が 18.3%、「娘」が 16.1%の順であった。

**(11) 虐待への対応策について**

虐待への対応としては、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が、35.1%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は、53.6%であった。

虐待の対応策としての分離の有無

区分	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	34	35.1
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	52	53.6
対応について、検討、調整中の事例	0	0.0
その他	11	11.3
計	97	100.0

※ 平成24年3月31日以前に通報受理又は事実確認調査を実施し虐待と判断した事例のうち、対応が平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間に行われた事例及び対応が継続している事例がある場合には計上されるため、合計は虐待と判断した人数の83人と一致しない。

**【全国の状況】**  
「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 34.9%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 55.1%であった。

**(12) 分離を行った事例の対応**

「契約による介護保険サービスの利用」が 41.2%と最も多く、次いで「老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置」が 29.4%であった。

分離を行った事例の対応の内訳

区分	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	14	41.2
老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置	10	29.4
緊急一時保護	1	2.9
医療機関への一時入院	4	11.8
その他	5	14.7
計	34	100.0

**【全国の状況】**  
「契約による介護保険サービスの利用」が 38.3%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 17.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.6%の順であった。

【用語解説】

- ・「契約による介護保険サービスの利用」とは、本人の同意などにより、契約による介護保険サービスの利用を行う。
- ・「老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置」とは、要介護認定を待つ時間的余裕がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービスが著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特別養護老人ホームの入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。
- ・「緊急一時保護」とは、市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急かつ一時的に保護する。

(13) 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が 59.6%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 36.5%、「経過観察（見守り）」が、21.2%であった。

分離を行っていない事例の対応内訳（複数回答）

区 分	人 数	割合 (%)
経過観察（見守り）	11	21.2
養護者に対する助言・指導	31	59.6
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.9
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	9	17.3
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	19	36.5
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	4	7.7
その他	8	15.4
計	83	—

（注）割合は、分離をしていない被虐待者 52人に対するもの。

【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が 49.9%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 28.1%、「経過観察（見守り）」が 22.0%であった。

(14) 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が4件、「利用手続き中」が2件であり、これらを合わせた6件のうち、市町村長の申し立ての事例は4件であった。一方、「日常生活自立支援事業の利用」は1件であった。

【用語解説】

- ・「成年後見制度」とは、判断能力不十分な成年者を保護する制度。
- ・「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者など判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、預け入れの手続き等、日常生活の管理などを援助する。

(15) 市町村における体制整備

県内市町村における高齢者虐待対応のための体制整備等について、平成24年度末の状況は次のとおりです。

市町村における対応整備等の実施状況

区 分	市町村数	割合 (%)
高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知	17	56.7
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	20	66.7
高齢者虐待について講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	12	40.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	18	60.0
介護保険施設に法について周知	12	40.0
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成	10	33.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	13	43.3
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	5	16.7
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	6	20.0
成年後見制度の市町村申立てが円滑に出来るように体制強化	22	73.3
法に定める警察署長の援助要請等に関する警察署担当者との協議	10	33.3
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	18	60.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	20	66.7
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	20	66.7

※ 割合は、全市町村（30市町村）に対する割合である。

## 参 考

### 1. 「高齢者虐待対応状況に関する調査」の概要

(1) 調査名称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査

(2) 実施主体

厚生労働省

(3) 調査対象

市町村

(4) 調査対象期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(5) 公表について

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況

[高齢者虐待防止法第25条]

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「厚生労働省令で定める事項」施行規則第3条

第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 虐待があった養介護施設等の種別

2 虐待があった養介護施設従事者等の職種

② 養護者による高齢者虐待への対応状況

(6) 調査結果

全国：厚生労働省公表(平成25年12月26日)

### 2. 高齢者虐待防止法の概要等

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)

(2) 施行：平成18年4月1日施行

(3) 主な内容

○通報について

・高齢者虐待に気づいた人の市町村への通報を努力義務としている。特に、生命や身体に重大な危険がある場合は通報が義務となる。

また、施設等の職員(保健・医療・福祉に従事している専門職)が虐待に気づいたときは、市町村への通報を義務としている。

○市町村の役割

・住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置づけ

・早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる

・養護者に対する相談、指導や助言等市町村が行う

○都道府県の役割

・都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。

## 2. 用語の説明

- (1) 高齢者：65歳以上の者をいう
- (2) 高齢者虐待
  - ① 養介護施設従事者等による虐待
  - ② 養護者による虐待
- (2) 養介護施設
  - ① 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム
  - ② 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- (3) 養介護事業
  - ① 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
  - ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業  
介護予防サービス事業、地域密着型予防サービス事業、介護予防支援事業
- (3) 養介護施設等従事者  
「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
- (4) 養護者  
「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。
- (5) 虐待の区分
  - ① 身体的虐待  
暴力行為などで、高齢者の身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為  
(例：たたく、なぐる、けるなどの暴力、ベッドに動かないように縛る、閉じ込めるなど)
  - ② 養護を著しく怠ること(ネグレクト)  
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を著しく怠ること  
(例：必要な介護(食事、おむつ交換、入浴など)をしない、病院に連れて行かないなど)
  - ③ 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと  
(例：著しい暴言(ののしり、脅し)、無視する、人前で恥をかかせるなど)
  - ④ 性的虐待  
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること  
(例：性的な言動、懲罰的に裸にする等)
  - ⑤ 経済的虐待  
高齢者の財産を本人の合意なしに不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること  
(例：高齢者の口座から預金(年金)を引き出す、生活費を渡さない、土地等を処分するなど)